

**兵庫県 新庁舎等整備プロジェクト基本計画策定支援業務公募型プロポーザル
参加表明書等に関する質問の回答**

質問の受付期間：令和7年12月22日（月）から令和7年12月24日（水）まで
質問に対する回答日：令和7年12月26日（金）

No.	質問	回答
1	募集要項 P3 「第2 参加資格及び制限 1 参加資格(1)」に記載のある「測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に「物品関係入札参加資格者名簿」は含まれますでしょうか。	含まれません。
2	募集要項 P5 「第3 手続き 2 参加表明書等の受付(1)提出書類」表欄外の※「参加者及びその構成員が特定できるような記述をしてはならない」との記載について、当該「参加者及び構成員」には協力事業者も含まれますでしょうか。	「参加者及び構成員」に協力事業者は含まれません。
3	募集要項 P7 「<同種又は類似の業務>」表欄外の※について、基本設計等の実績については「免震構造」のものの評価が「同種」「床面積」よりも高く評価されると考えてよろしいでしょうか。	No. 14のとおり
4	関係様式 P5 「様式3 技術職員調書」について、設計共同体での参加の場合、管理技術者及び主任技術者を配置する代表構成員及び構成員それぞれの調書を提出することによろしいでしょうか。	代表構成員及び構成員の職員数等を合計した技術職員調書1枚をご提出ください。
5	関係様式 P6～P9 「様式4 業務実績調書」について、設計共同体での参加の場合、管理技術者及び主任技術者を配置する代表構成員及び構成員それぞれの調書を提出することによろしいでしょうか。	代表構成員及び構成員の業務実績を取りまとめの上、代表する業務実績について記載した業務実績調書を業務の種別（基本計画、基本設計、まちづくり、官民連携）ごとに各1枚作成し、ご提出ください。 なお、記載した業務について契約書（鑑）の写し等を添付いただきますが、参加設計共同体の代表者又は構成員が業務を請け負ったことが確認できるようにしてください。
6	関係様式 P14 「様式7 協力事業者調書」について、個人名称は法人代表者名のみで、配置予定技術者の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	<p>募集要項 P3 「第2 参加資格及び制限 1 参加資格 (9)③ まちづくりに関する計画策定業務」は、評価基準について、規模用途等での評価優先基準はございますでしょうか。</p>	<p>参加資格として求める実績については、規模・用途等の要件は定めていません。 なお、規模用途等での評価優先基準も設けていません。</p>
8	<p>募集要項 P7 〈同種又は類似の業務〉のうち、官民連携に関する業務の評価基準について、規模用途での評価優先基準はございますでしょうか。</p>	<p>対象敷地または対象施設の規模が大きいものを高く評価します。</p>
9	<p>関係様式 P6～P9 「様式4 業務実績調書（参加者における業務実績）」について、“参加者”には協力企業も含まれますでしょうか（協力企業の実績を記載することは可能でしょうか）。</p>	<p>参加者には協力事業者は含まれません。したがって、業務実績調書に協力事業者の実績が記載されていた場合、当該実績は評価の対象外となります。</p>
10	<p>募集要項 P5 (1) 提出書類⑩に①から⑨の電子データと記載がありますが、⑨の実施方針書のデータは、(3)受付期間に記載の通り、令和8年1月16日（金）までと解釈してよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>募集要項 P5、関係様式 P12～P13 (1) 提出書類⑥及び様式6の配置予定技術者に於いて、協力企業から主任技術者を選任することは可能でしょうか。</p>	<p>協力事業者から主任技術者を配置することは認められません。</p>
12	<p>募集要項 P3 第2 1 (9) 参加資格の実績要件の記載では①基本計画策定②基本設計の業務実績対象に対し、「平成22年4月以降に～受託し、業務を完了した実績」の条件があり、募集要項 第3 2 参加表明書などの受付 (1) 提出書類 ④業務実績調書 を記載する様式4 には業務期間に関する記載がありません。 様式4に記載する業務実績は、基本計画・基本設計・まちづくりに関する業務について各最低1件は「平成22年4月以降に～受託し、業務を完了した実績」を記載し、他の2件ないし4件は平成22年以前の受託もしくは完了をした業務が含まれた場合も、平成22年以降のものと同様の評価対象となると考えてよろしいでしょうか。また、様式4に記載する「官民連携に関する業務」については「平成22年4月以降に～受託し、業務を完了した実績」との条件はかからないものと考えてよろしいでしょうか。 また、これら業務は現在業務期間中のもの（業務完了前のもの）を含んでも宜しいでしょうか。</p>	<p>様式4に記載する業務実績について、受託及び完了年月の要件が明記されていませんでしたが、基本計画・基本設計・まちづくりに関する業務全て「平成22年4月以降に～受託し、応募時点で業務を完了した実績」のみを評価の対象とします。官民連携に関する業務実績についても同様とします。 また、現在業務期間中のもの（業務完了前のもの）も評価の対象外とします。</p>

13	<p>募集要項 P5 (1) 提出書類及び P7 (3) 審査基準</p> <p>業務実績調書(様式4)には「まちづくりに関する業務」に係る調書が含まれていますが、審査項目「参加者及び配置技術者の能力」の審査事項には「まちづくりに関する能力」がありません。「まちづくりに関する能力」は審査対象外と考えて宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
14	<p>募集要項 P7 (3) 審査基準</p> <p>「同種のもの、対象施設の床面積の合計が大きいものを高く評価する。」「基本設計等の実績については、免震構造のものを高く評価する。」とありますが、</p> <p>① 同種/類似 ② 床面積の大小 ③ 免震/非免震</p> <p>の3要素をどう重み付けして評価されるのか、採点基準を教えてください。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積の小さな同種業務と床面積の相当大きな類似業務では、何れが高く評価されるでしょうか。 ・床面積の小さな免震建物と、床面積の大きな非免震建物では何れが高く評価されるでしょうか。 	<p>まず、同種/類似の別及び床面積について</p> <p>①同種かつ床面積の大きいもの ②同種かつ床面積のある程度大きいもの ③類似かつ床面積の大きいもの ④類似かつ床面積のある程度大きいもの</p> <p>の順に評価した上で、対象建物が免震構造のものには評価の割り増しを行います。ただし、免震構造の評価により、上記①～④の評価順位を変えるレベルの割り増しではありません。</p> <p>例：上記③の(免震構造)と上記②の(非免震構造)の実績では、②のほうの評価が高い</p>
15	<p>募集要項 P5 第3 2 (1) 提出書類 ④⑤⑥、様式4、5、6</p> <p>様式4、5、6に添付する「施設の概要が確認できる平面図等の書類」について、公表前の計画のため平面図が添付できない場合や、まちづくりに関する業務や官民連携に関する業務で、適当な平面図が存在し無い業務の場合、イメージ図や概念図、計画地の現況写真などでの代替は可能でしょうか。</p>	評価に当たり必要な施設(業務)の概要が確認できるものであれば、資料の種類は問いません。
16	<p>募集要項 P5 第3 2 (1) 提出書類③、様式3</p> <p>備考2「本業務に関わる職員数を()書きとし、内数で記入してください。」とありますが、本業務に関わる職員数は評価対象となりますでしょうか。</p> <p>また、評価対象となる場合、その優劣はどのような基準で審査されるかを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関わる人数の多寡なのか (多ければ多いほど評価される) ・業務に対する人数の妥当性なのか (過不足の無い適切な人数である場合評価される) 	本業務に関わる技術職員数は評価対象となり、一定数以上を満点とします。

17	<p>募集要項 P7 第3 5 (3) 審査基準</p> <p>審査項目の参加者及び配置技術者の能力のうち、業務実施体制配点10については、募集要項第3 2 (1) 提出書類⑧の基本設計業務で予定する実施体制申告書に基づく審査との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本件業務（基本計画策定支援業務）の実施体制については、提出書類⑨の実施方針書に基づき、審査基準の実施方針の業務推進力、マネジメント力での審査となりますでしょうか。</p>	<p>「業務実施体制（配点10）」については、本件業務（基本計画策定支援業務）を対象として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関わる技術職員数（多いものを評価） ・配置技術者の専門分野の幅広さ（配置技術者の所有資格数が多いものを評価） ・協力事業者数（少ないものを評価） <p>を評価します。</p> <p>一方、実施方針書の審査事項のうち「業務推進力・マネジメント力（配点10）」は、基本計画策定から基本設計までの実施体制を総合的に評価します。</p> <p>なお、「基本設計業務で予定する実施体制申告書」の記載内容は、「業務実施体制」の評点に影響することはありませんが、実施方針書の記載内容は当該申告書に記載された体制を前提として評価するものとします。</p>
18	<p>仕様書 P3 4 (1) セ</p> <p>PFI 導入に関するガイドラインを踏まえた検討を行う旨と、事業手法の決定は令和8年度秋頃の間接報告を目途に確定させる旨の記載がありますが、PFI 導入に関するガイドラインの P5 IV PFI 導入の検討フローには、初年度（N-3 年度）の秋は、PFI 導入検討会議による審査の時期となっています。中間報告書への反映を考えると、STEP 1（簡易調査の実施）までの対応との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
19	<p>仕様書 別図 2</p> <p>現県民オアシス部分（現2号館南側の部分）は、民間提案エリアとなっていますが、黄緑色の縦縞ハッチが重なっています。こちらの縦縞ハッチが凡例にありませんが、何を示していますでしょうか。</p>	<p>ご指摘の縦縞ハッチは、基本構想においては緑地をベースとした民間提案による活用を想定しているエリアを示しています。ただし、各民間提案エリアの導入機能の詳細は本件業務において検討することとしており、今後の検討の中で変更することもあり得ます。</p>
20	<p>仕様書 別図 2</p> <p>現2号館部分は、民間提案エリアと県庁舎・県民会館の駐車場（赤色楕円）が、重なっているとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、同駐車場は民間提案エリアでの整備となり、赤色楕円は、庁舎（執務機能）をイメージしたものでしょうか。</p>	<p>赤色楕円は県庁舎・県民交流機能としての駐車場を想定しており、庁舎（執務機能）をイメージしたものではありません。</p> <p>なお、当該駐車場は民間提案エリアへの導入機能と一体的に整備することも想定しているため、このように表示しています。詳細については今後の基本計画策定過程において検討を行います。</p>
21	<p>募集要項 P4</p> <p>第2 2 設計共同体協定書の添付は、協定書第8条に関する協定書も提出が必要か。</p>	<p>協定書第8条に関する協定書（共同体構成員が分担する業務の業務額に関する協定書）の添付は不要です。</p>

22	<p>募集要項 P5 第3 2(1)⑤⑥ 配置予定技術者調書の実績に関し、担当したことがわかる書類の提示は不要と考えてよいか。 必要な場合、PUBDIS等の登録がない業務に関して当時の実施体制表または、自社代表者の証明書（自由書式）の発行で足りると判断してよいか。</p>	<p>PUBDIS等の登録がない場合は、当時の実施体制表や事業者による証明書（任意書式）により担当したことがわかる書類を提出してください。</p>
23	<p>募集要項 P3 第2 1 協力業者に関し、協力事業者を採用しない場合、要項 第3 2(1)⑦の協力事業者調書の提出は不要と考えてよいか。 様式2 別表1 2(6)のチェックも不要と考えてよいか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
24	<p>募集要項 P3 第2 1 各参加資格の証明書として写し等の提出は不要と考えてよいか (1) 入札参加資格者証写し (6) 一級建築士事務所登録写し (8) 管理技術者の資格証写し 雇用証明写し</p>	<p>不要です。</p>
25	<p>募集要項 P5 第3 2(1) 共同企業体の場合下記書類の提出と考えてよいか ① 参加表明書 代表企業代表者名押印 ② 参加資格に関する誓約書 代表企業の代表者押印 ③ 技術者職員調書 代表企業、構成員それぞれで提出</p>	<p>①について押印は不要とします。 ②についてお見込みのとおりです。 ③についてはNo. 4のとおりです。</p>
26	<p>募集要項 P3 第2 1(9) 実績要件に①、②、③があるが、要項 第3 5(3)〈同種又は類似の業務〉にある「官民連携に関する業務」の記載はない。参加資格ではないものとするが、様式6のどの主任技術者の実績となるのか。または、主任技術者の実績ではないものと考えてよいか。 なお、実績ではない場合、審査基準の扱いはどのような扱いになるか。</p>	<p>官民連携に関する業務実績は参加資格要件ではありませんが、募集要項第3 5(3)のうち「参加者及び配置技術者の能力（官民連携に関する能力）」の審査項目において、参加者の業務実績及びまちづくりの主任技術者の業務実績を評価します。 審査基準についてはNo. 8のとおりです。</p>
27	<p>募集要項 P7 第3 5(3) 〈同種又は類似の業務〉欄外の※にある評価基準は、様式5、様式6でも同じになるのか。</p>	<p>様式5、様式6いずれの評価においても基準は同じ（No. 14のとおり）ですが、配点は異なります。</p>
28	<p>募集要項 P7 第3 5(3) 〈同種又は類似の業務〉官民連携に関する業務の実績は記載された以外に何か要件はあるのか。 (PFI事業の設計等) (規模、用途等)</p>	<p>〈同種又は類似の業務〉に記載の業務のみを対象とし、規模・用途に関する要件は設けていません。</p>

29	<p>関係様式 様式 4 備考 4 の「概要が確認できる平面図等」とあるが、設計図の概要書にて用途、階数、面積がわかれば平面図の添付は不要と考えてよいか。また、添付する場合、平面図は各階必要か。</p>	<p>設計図の概要書にて用途、階数、面積がわかれば平面図の添付は不要です。</p>
30	<p>募集要項 P5 第 3 2 (4) 「電子データを E-mail で提出する場合」とあるが、持参又は郵送でなくてよいか。</p>	<p>電子データに限り、持参又は郵送による提出に加え、E-mail による提出も認めます。 電子データを E-mail で提出する場合も、書類は別途郵送または持参により期限内に提出いただく必要があります。</p>
31	<p>募集要項 P1 第 1 2 (5) 「基本設計業務を本業務受託者（当該プロポーザルにおいて提出された基本設計時の実施体制に限る。）との随意契約により業務委託契約を締結することを予定している。」とあります。例えば、本業務遂行時の実施体制と、様式 8 に記載する基本設計業務で予定する実施体制について、それぞれ異なる構成を提案してもよいでしょうか。 また、基本設計業務の具体的な内容に応じて、様式 8 に記入した構成員を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>本業務（基本計画策定支援業務）遂行時の実施体制と、基本設計業務で予定する実施体制が異なることはあり得ますが、基本計画策定業務から基本設計業務へ円滑に移行することを想定し、同一のプロポーザルで事業者選定を行うこととしており、本業務を実施する設計共同体の構成員でない者を基本設計業務から新たに加えることは認められません（随意契約の対象外となります）。 また、本プロポーザルは基本設計時における業務遂行能力の審査を兼ねているため、基本設計業務契約時に様式 8 に記入した構成員から体制を変更することは認めません。</p>
32	<p>募集要項 P5 第 3 2 (1)③技術職員調書（基本計画策定、基本設計等） 設計共同体として参加する場合、代表企業と構成員の該当職員数の合計を記載する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 (No. 4 及び No. 25 のとおり)</p>
33	<p>募集要項 P5 第 3 2 (1)⑦協力事業者調書 協力事業者調書に記載のない事業者への再委託等について、業務開始後に所定の手続きを経て再委託することは可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>再委託の手続きは契約書（案）第 8 条を参照してください。 ただし、協力事業者への業務分担状況は業務実施体制の審査に関係するため、協力事業者調書に記載のなかった一部業務を業務開始後に再委託により第三者に実施させることは原則として認めません。 なお、協力事業者調書に記載していた分担業務について、事務所を変更するのみであれば可能です。</p>
34	<p>募集要項 P5 第 3 2 (4) 「電子データを E-mail で提出する場合、提出者は事務局に着信を確認すること。」と記載がありますが、参加表明書等の提出書類について、1 月 9 日（金）午後 4 時までに電子データを E-mail にて提出し、別途持参又は郵送にて原本を提出させていただくことは認められますでしょうか。</p>	<p>No. 30 のとおり</p>

35	<p>官公庁施設（住宅を除く）又は延べ面積の2分の1以上を事務所の用に供する施設で、延べ面積10,000㎡以上の建築物の新築（増築）に係る設計をした場合、基本計画が何も無い状態から受託した基本設計業務は「基本計画業務」相当の業務を含みますが、「基本計画」の実績と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>基本的な設計方針や予算規模等を取りまとめ、それを基に設計に着手といった段階を経て業務を実施した場合など、当該実績が基本設計だけでなく基本計画策定業務と同等の内容を含むものであると認められる場合は対象となります。については、これらが客観的に判断可能な資料（委託仕様書、成果物の抜粋等）を添付してください。</p> <p>なお、実績について疑義がある場合、最終的には選定委員会の審査を経て対象となるかを判断します。</p>
36	<p>再開発組合が施行する再開発事業において、設計業務を行った場合、「まちづくりに関する業務」の実績と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
37	<p>官公庁施設の基本計画業務において、民間活力導入検討調査業務を行った場合は「官民連携に関する業務」の実績と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>当該業務内容が募集要項（同種又は類似の業務）に示す官民連携に関する業務に該当するのであれば、お見込みのとおりです。</p> <p>については、これらが客観的に判断可能な資料（委託仕様書、成果物の抜粋等）を添付してください。</p> <p>なお、実績について疑義がある場合、最終的には選定委員会の審査を経て対象となるかを判断します。</p>
38	<p>官公庁施設の発注支援業務において、民間活力導入検討調査業務を行った場合は「官民連携に関する業務」の実績と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>No. 37 のとおり</p>
39	<p>官公庁施設の基本設計業務において、民間活力導入検討調査業務を行い、ECI発注が採用され、施工者と協働で実施設計業務を行った場合は「官民連携に関する業務」の実績と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>No. 37 のとおり</p>
40	<p>官公庁施設の基本設計業務において、民間活力導入検討調査業務を行い、DB発注が採用され、発注支援業務、工事監理業務を行った場合は「官民連携に関する業務」の実績と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>No. 37 のとおり</p>

41	<p>仕様書 P2</p> <p>「基本計画策定支援業務委託 仕様書」の2頁には「基準階は、県が実施した「兵庫県庁舎再整備に係る執務環境整備業務」報告書（令和2年6月）及び県が定める「新しい働き方推進プラン」等を踏まえ、民間オフィス等も参考に、効率的なレイアウトを検討する。」とあります。また、仕様書には「庁舎再整備に係る執務環境整備業務 報告書」の目次が添付されています。業務範囲は仕様書2頁に記載の内容のみであり、仕様書に記載されていない報告書の目次項目は業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>仕様書別添2の目次に記載の内容については、お見込みのとおり本業務対象外です。</p> <p>ただし、仕様書に記載している整備機能・規模や、平面計画、断面計画等の検討にあたり、目次に記載の内容の一部を別途県等において実施した上で、受託者へデータの提供を行い本業務において適切に反映いただくなど、連携して実施することとします。</p>
42	<p>関係様式 P6</p> <p>様式6 配置予定技術者調書において、総合、構造、電気設備、機械設備、まちづくりの各担当者の主な業務実績にはそれぞれ同じカテゴリーの業務実績記載欄がありますが、9つの記載欄のいくつ、記載があれば満点と評価されるのでしょうか。</p>	<p>業務実績の記入要領について説明不足であったため補足します。</p> <p>総合、構造、電気設備及び機械設備の主任技術者に対しては、基本計画策定業務及び基本設計等に関する業務を評価し、まちづくりの主任技術者に対しては上記に加え、官民連携に関する業務実績を評価することとします。</p> <p>各担当者の業務実績を規模や用途、関わった立場に応じて評価し、合計した上で、「基本計画関連（基本計画、官民連携）：基本設計関連（基本設計等）＝1：1」の割合に換算し、参加者間での比較を行います。</p>
43	<p>関係様式 P6</p> <p>様式6 配置予定技術者調書において、総合、構造、電気設備、機械設備、まちづくりの各担当者の主な業務実績にはそれぞれ同じカテゴリーの業務実績記載欄がありますが、構造担当者や設備担当者が官民連携業務を含むプロジェクトの基本計画業務や基本設計業務に従事した場合についても官民連携の業務実績として評価対象となるのでしょうか。</p>	<p>No. 42 のとおり</p>
44	<p>関係様式 P6</p> <p>様式6 配置予定技術者調書において、総合、構造、電気設備、機械設備、まちづくりの各担当者の主な業務実績にはそれぞれ同じカテゴリーの業務実績記載欄がありますが、まちづくり担当者の基本計画業務や基本設計業務実績も評価されると考えて宜しいでしょうか。あるいは、まちづくり担当者の評価対象となる実績は官民連携に関する業務のみで評価されるのでしょうか。</p>	<p>No. 42 のとおり</p>

45	<p>関係様式 P6</p> <p>様式6 配置予定技術者調書において、まちづくり担当者の業務実績を評価する際に（平成22年4月以降に完了した同種又は類似の基本計画策定に関する業務）や（平成22年4月以降に完了した同種又は類似の基本設計等に関する業務）の実績を多く有するが、官民連携の実績の無い担当者として（平成22年4月以降に完了した同種又は類似の基本計画策定に関する業務）や（平成22年4月以降に完了した同種又は類似の基本設計等に関する業務）の実績は無いが（平成22年4月以降に完了した官民連携に関する業務）の実績を多く有する担当者はどちらがより高く、評価されるのでしょうか。</p>	<p>担当者ごとの実績評価においては、業務の項目による評価の重みづけは行っていません。</p> <p>評価の考え方はNo.42のとおりです。</p>
46	<p>関係様式 P6</p> <p>様式6 配置予定技術者調書において、総合、構造、電気設備、機械設備、まちづくりの各担当者の主な業務実績にはそれぞれ同じカテゴリーの業務実績記載欄がありますが、構造担当者や設備担当者が官民連携業務を含むプロジェクトの基本計画業務や基本設計業務に従事した場合についても官民連携の業務実績として評価対象となるのでしょうか。評価対象となる場合はその基準等をご提示願います。</p>	<p>No.42のとおり</p>
47	<p>関係様式 P14</p> <p>様式7において、協力事業者の実績を記載した場合は評価されますでしょうか。</p> <p>あるいは実績が評価されるのは、JVの構成員で様式4に実績を記載した場合のみでしょうか。</p>	<p>様式7には、協力事業者の実績を記載する必要はなく、評価の対象となりません。</p> <p>様式4では、設計共同体の場合、代表者及び構成員の実績のみが評価の対象となります。</p>
48	<p>類似業務施設について（官公庁施設（住宅を除く）又は延べ面積の2分の1以上を事務所の用に供する施設で、延べ面積10,000㎡以上の建築物の新築（増築）実績）、対象施設の床面積の合計が大きいものを高く評価することになりますでしょうか。</p>	<p>同種業務と同様、類似業務についても、対象施設の延べ面積が大きいものほど高く評価します。</p> <p>（No.14のとおり）</p> <p>なお、募集要項第2 1 (9)①②における「延べ面積10,000㎡以上」の要件は、参加資格の審査にのみ適用されるものです。参加者及び配置予定技術者の業務実績の評価においては、募集要項第3 5 (3)〈同種又は類似の業務〉のとおり「延べ面積10,000㎡以上」の要件は設けていませんのでご注意ください。</p>

49	<p>「基本構想 P16 VIII参考 ①概算規模」に行政部門・議会部門・県民交流部門・駐車場の現状面積と想定規模が表中にあります。現状の①有効面積（執務部門・会議室・倉庫書庫・議会部門・食堂等福利厚生部門など）と②共用面積（ロビー・廊下・通路・水回り・階段・エレベータ等）の面積内訳をご教示願います。</p>	<p>面積内訳は以下のとおりです。</p> <p>行政部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用部：約 40,000 m² ・共用部：約 26,600 m² <p>議会部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用部：約 7,440 m² ・共用部：約 5,160 m² <p>県民交流機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用部：約 7,480 m² ・共用部：約 7,600 m² <p>駐車場</p> <p>8,424 m²（専用・共用部の内訳なし）</p>
50	<p>募集要項 P10</p> <p>8(2)プレゼンテーション及びヒアリングの概要において、出席者は参加表明書等に記載の管理技術者及び主たる担当技術者を含む5名以内とし、説明は管理技術者が行うこととする。とありますが、管理技術者及び主たる技術者を含む出席者5名に協力会社の技術者を含むことは可能でしょうか。</p>	<p>協力事業者については評価の対象外としておりますので、プレゼンテーションへの出席は認められません。</p>
51	<p>ポーリングの調査結果がありましたら、提示いただけないでしょうか。</p>	<p>別添のとおり、概要部分が変わるものを提示します。必要があれば、契約後に全体を提供することは可能です。</p>
52	<p>1号館跡地の新庁舎の入居予定者は3000人と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>1号館跡地の配置を想定する新庁舎と、継続使用する3号館を合わせ、約3000人が入居する想定です。</p>
53	<p>現在、想定されている新庁舎に入居する関係各課の配置計画があれば、お示し下さい。</p>	<p>新庁舎等（継続使用する3号館含む）に入居する部局等の配置や、新庁舎と合築整備する県民交流機能の配置も含め、基本計画策定時の検討となります。</p>
54	<p>新庁舎竣工後に3号館に入居する関係各課の配置計画は計画済でしょうか。想定されていないのであれば、基本設計段階でレイアウト検討業務などが発注されると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>No.53のとおり</p> <p>なお、基本設計業務において、各フロアのレイアウトなどを検討することとなります。</p>